

第2回グリーンイノベーションWG 議事概要

1. 日時：平成22年4月15日（木）17:30～19:30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第一共用会議室

3. 出席者：

（委員）有村俊秀、安念潤司、飯田哲也、柏木孝夫、速水亨、松村敏弘、目加田説子、山崎福寿、
早稲田祐美子、相澤光江、大上二三雄、大畑理恵、八田達夫、
草刈隆郎

（政府）大塚副大臣、田村大臣政務官

（事務局）松山事務局長、小田審議官、吉田参事官、越智室参事、野村企画官

4. 議事概要：

松山事務局長 それでは、時間がまいりましたので、第2回「グリーンイノベーションWG」を開催いたします。皆様方には、御多用中のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まずは開会に当たりまして、田村主査より一言お願いいたします。

田村政務官 お疲れ様でございます。本日もお忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

第1回のワーキンググループをやってまだ間もないわけでございますけれども、5月中あるいは6月には方向性を出すということで、今後も過密なスケジュールでございますが、そういった中、御参加をいただきまして本当にありがたいなと思っております。

3つの重点分野、グリーンと医療と農業ということでありますけれども、ほかの2つのワーキンググループに関しましては、草刈会長代理が議長をやっていらっしゃる規制改革会議でもかなり議論をしておりますので、事務局としてもかなり蓄積はあります。

ですけれども、グリーンイノベーションに係る環境、エネルギー分野につきましては、新しい分野でございますので、蓄積もそれほどございません。ですけれども、まさに日本の成長戦略、日本の今後の発展のためには大変重要な分野でございますので、ほかのワーキンググループ以上に委員の皆様方のお知恵というものが大変重要になってまいります。

今日も皆様から有益な御意見をいただいて、今後こういったテーマを重点的に扱っていくかということについて、方向性をできれば決めていきたいと、今日も有意義な御議論をいただきますように、どうぞよろしく願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、早速議事に移りたいと思います。

お手元にお配りしておりますけれども、本日の議事次第でございますが、まず、前回、その他のテーマの取扱いについていろいろ御意見を賜りましたので、この取扱いにつきまして御審議をいただきまして、その後、今日の中心的テーマでございますけれども、追加テーマの御紹介、それから、ワーキンググループにおける検討の視点、その上で検討テーマの分類、そういう順番で議論を進めていただければと思います。

それでは、まず、その他テーマの取扱いにつきまして、田村主査より御説明をお願いいたします。

田村政務官 その他のテーマ、要はグリーン、ライフ、農業の3つの重点分野以外で、扱った方がいいのではないかとというふうに事務局から提案をさせていただいているテーマでございまして、前回は、半ば機械的にグリーンと農業に振り分ける方がいいのではないかと御提案させていただきまして、特に農業では御意見をいただき、撤回をいたしました。

農業の方に振り分けたものにつきましては、基本的には別に、私と委員の方でお手伝いいただける方、別の小さいグループをつくって事務局を中心にやっていこうという方針にいたしました。

そして、グリーンの方に振り分けようとしたもの、資料1の一番下に対象テーマとして～までありますけれども、そちらのテーマについては、前回の御議論の感じですと、御協力いただける方もある程度いらっしゃるのではないかとというふうに思いましたので、完全に切り離すというわけではなくて、サブグループという形で、このワーキンググループのメンバーの方及び分科会とワーキンググループ全体で、知見をお持ちの方、そして協力をしていただけるという方に別途お願いをして議論を進めていこうというふうに考えまして、それが今回の提案でございます。

ですので、会議の時間や日にちというのは、別にこのワーキンググループの会議の中で扱うのではなくて、ある意味では別に、それが結局はつながって、このワーキンググループの会議が終わって、その直後にやるということもあり得るかもしれませんが、基本的には別物として、サブグループとして議論していくというふうに提案を修正させていただきました。それについて御意見いただければと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。ただいま田村主査より御説明のございました方針につきまして、何でも御意見がございましたらお願いいたします。

相澤委員 このグリーンに振り分けられたその他のテーマというのは、割合、建築・住宅関係ということで、グリーンの方に入っているのかと思うのですが、その中の一番の借地借家法における正当事由制度の見直しというのは、これは割合ヘビーなテーマなので、そう簡単に小グループで議論して、すぐに結論が出せるようなものなのかなと、少し危惧を感じます。多分、法律家の先生も同じような感覚をお持ちではないかと思えます。

それ以外のことについては、建築基準法の見直しとか、区分所有法上のマンションの建替え、改修とか、容積率の緩和、建築確認・審査手続の簡素化については、まさに環境につながる要素がありますので、それについてグリーンに振り分けるのはよろしいのかなと思います。

田村政務官 御指摘はごもっともでございまして、後でそもそもこのワーキンググループで扱うテーマについて何を重点にするかどうかということで、要はテーマについてメリハリを付けるという御説明と御議論をいただきますけれども、この対象テーマで扱うものはすべて実現をするというわけではなくて、サブグループにおいて、物によっては中期的課題として、議論をある意味蓄積をして、若干は担当省庁とやりとりをするとしても、別にこの数か月で何らかの成果を得るというわけではなく、あくまでも中期的な課題にするというものもございまして、あくまでサブグループで議論をしていこうということでもあります。

相澤委員 扱うテーマとしては、正当事由の制度の見直しが、建替えとか、そういう促進につな

がるということで、その方向性については、私も賛成でございますので、扱うこと自体についてであればあれですけれども、何らかの結論を出すというのはちょっとこの短期間では重過ぎるかなと思いました。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、今の相澤委員からの御指摘も踏まえつつ、その他の案件につきましては、先ほど主査からの御説明のような方針で取り扱わせていただきたいと思います。

飯田委員 位置づけですけれども、グリーンイノベーションワーキングのサブグループ、ここにぶら下げないといけないのか、もしくは親の分科会から直に独立グループという位置づけでもいいのではないかというふうにも思うのですが、結局、検討メンバーには専門性がある方が集まり実際にこのワーキンググループとは時間帯、日にちを変えるということであれば、グリーンイノベーションというカバーラップが要るのかどうかというのが若干疑問で、これが付くとワーキングの何らかの皆さん連帯責任を負うような形もありますし、例えば容積率の緩和というのは、東京都で特別にグリーンビルディングで非常にCO₂削減ができたものを容積率の緩和というような例はあるわけで、そういう例であればグリーンイノベーションにも適用するかもしれませんが、単純に緩和であれば逆行するわけですね。

若干、そういうコントラバーシーなものが、中身は無関係に、しかし大きなカバーラップで中に入るとするのは、なかなか微妙だということがあって、政府全体の課題として検討されるのであれば、独立で、これはちょっと属し難いということで位置づけていただいた方がすっきりするのかなと思います。

田村政務官 御指摘大変ごもっともなところもあるんですけれども、半ば技術的な問題もございまして、結局そうすると別のワーキングとして、確かに独立させた方がいいのではないかと、それはそもそも論としてもともとあったわけなんですけれども、立ち上げると、委員の選任ですとか、手続的な部分で、時間的制約を考えると難しいということで、前回、3つのグループに振り分けてしまおうかという案を提示させていただいたという経緯がございます。ですから、事実上は飯田委員がおっしゃるような形で、ある意味、このワーキンググループとサブグループで重複する委員はいらっしゃっても、特に下にぶら下がっているから、サブグループで議論したものをこのワーキンググループ本体で、了承をいただくとか、そういうようなことは特に考えていませんので、実情は飯田委員の御懸念を払拭されるということで御理解いただければと思います。

松山事務局長 それでは、よろしゅうございますか。それでは、そういう方向で今後運営させていただきます。

次に議題の3でございますけれども、追加テーマでございます。委員の皆様方から、資料の2にございますけれども、積極的な御提案を頂戴いたしました。飯田委員からそこがございます再生可能エネルギーの関係で2つ、それから自動車の燃費規制のCO₂規制への変更。

それから、伊藤委員からコージェネレーションの普及拡大に向けた道路法の運用改善、レアメタルのリサイクルを推進するための廃棄物処理法の運用改善。

柏木委員から、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しということで、小規模分散

型発電設備に係る規制の緩和。

木村委員からは、食品リサイクル法、廃掃法に係る規制緩和と一般廃棄物の処理料金について、澤委員からもレアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し。

佛田委員から土地改良区に必要な水路における小水力発電に関する規制緩和という案件をちょうだいしております。

委員からいただきましたそれぞれの御提案に関しまして、規制の概要、それから委員のお考え、それに対して慎重な意見がある場合には、それについても御紹介をいたしているところでございます。今日、御欠席の方もおられますけれども、飯田委員、柏木委員から、もし御提案の補足をしていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

飯田委員 3点出ささせていただきましたが、1点、2点は、前回議論をしたことをメモで出したという形で、まず1点目につきましては、もともと提案で自然公園とか農地法等々が個別規制をこういう形で緩和しようという話でテーマが上がってきたわけですが、前回、私はメモを出して御提案しましたように、今後、こういった小規模分散型が飛躍的が増えていく中では、最近でも低周波であるとか、景観であるとか、野鳥の保護とか、逆に地域社会との齟齬というのがむしろ目立っている中で、そういったものに目をつぶって規制の緩和だけをやっていくというのは若干バランスが悪くなる可能性があります。したがって、普及していくということの大前提とした上で、新たに惹起されるような問題をどういうふうな形で予防保全的に回避しながら、しかも地域社会との合意形成をしながら、一方で非常に硬直的あるいは裁量的な規制も当然そこは合理的にしていくという、もう少し問題を全体から構造化した上でやっていくという、前回出したメモで作り直したというのが1点目でございます。

2点目につきましては、前回おのずから出てくるという議論があった系統の利用のところについては、この2か月では解決できない問題であるとはしても、しかし、やはり明示的に課題であるということはちゃんと出しておいて、まずはその問題群を整理することくらいはやっておいた方が、おのずからと言っても、やはりそこが今、とりわけ風力発電に関しては最大の生涯になっていることは自明の事実ですので、ここはしっかりと論点としては挙げておいて、継続課題として議論していただく。

3点目は、やはり輸送関係がもう少しあった方がいいかということで、とりあえずはCO₂規制で若干日本の燃費規制も、EUに負けているというところがありますので、他にもCAFÉ基準とか、いろいろやりたいことはあるのですが、まずは頭出しということで提案させていただきました。以上でございます。

柏木委員 前回、燃料電池の自動車と水素の関連のところ少し時期的に先送りしてもいいんじゃないか御発言があったものですから一言。燃料電池に関しては、日本だけが今、商品化している数少ない大型商品だと思っていまして、直接再生可能エネルギーの利活用とは関係がないんですけども、ただ、分散型電源がデマンドに入っているというときに、やはり再生可能エネルギーというのは比較的不安定性の電源ですから、それと補完するような形で、化石燃料等の高度利用に資するものをセットに入れるということも極めて重要になってきて、蓄電池の代わりに、例えば燃料電

池であるとか、あるいはコージェネレーションのようなものが入ってくることは比較的短期的に見ると、再生可能エネルギーの大量導入に資することだと、社会コストを少なくして、導入量を増やせるのではないかという観点で、棒線の部分だけ、7ページですけれども、再生可能エネルギーの大量導入等に関わるものと同様にと、低炭素化に貢献できるということは、化石燃料の高度利用という意味で取っていただいても結構ですが、我が国の産業政策に資する革新技術である燃料電池など、この「など」には、数十kWクラスのタービン系、エンジン系、こういうもののコージェネなんかも含んで考えていただいた方がいいかと思ひまして、「など」という言葉にさせていただきましたけれども、これについても同様の措置が重要であるというのを挙げさせていただいたというのが経緯です。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、今、御説明をお二方からいただきましたけれども、お二方を含めまして、追加テーマ全体につきまして御意見等ございましたらお願いいたします。

松村委員 飯田委員の2つ目の点に関してです。おのずからと発言したのは、私だったと思いますが、私はこんな大きな問題を言ったつもりはありませんでした。もっと小さなマイクロ水力の接続条件の問題などを念頭に置いていました。この論点について前回言ったことをもう一回繰り返させてください。安念委員が食料自給率のことを例に挙げ、山崎委員がリサイクルのことを例に挙げて議論したときに、自給率を上げるのが正しいのかどうか、リサイクル率を上げるのが正しいのか、正しいとしてどのくらい上げるべきなのか、という問題と、自給率の向上を妨げる、リサイクル率の向上を妨げる不合理な規制を取り除くべきであるという問題を区別すべきで、まず後者の問題を考えるべきと申し上げました。自給率、リサイクル率が現在、低過ぎるのかどうか、どの程度を目指すべきかについて、仮に意見の一致がなくとも、国内の農業が不必要な規制によって競争力を失っているならそれを取り除くべきだというのは、どういう立場の人でも賛成できることです。不必要な規制によってリサイクルができないとすれば、その障害をなくすために規制を合理化すべきだということもみんなが納得できることであると。

飯田委員ご指摘の2番目の点は前者の問題だと思います。優先接続を認めるのが正しいかどうかは、必ずしも意見の一致はなく、このルールを導入の可否は政策マターだと思います。明らかにどの立場の人から見ても正しいというものではないと考えています。だから反対というわけではなく、私自身も現在の系統の運用の仕方だとか、接続の仕方がいかにも非合理的で、それが弊害になって、本来競争力があるべき再生可能エネルギーの導入がうまく進んでいないのではと疑っています。確かに系統ルールの合理化・改善が必要だと思っています。しかしここで提案されたような優先接続というやり方がよいかどうかについては、まだ私は確信を持っていません。飯田委員が具体的にあげたルールを採用すべしというのは、私は必ずしも意見の一致のない前者の問題だと思います。一方、いずれにせよ系統運用は合理化しなければいけないのは間違いなく、今回の提案のような格好で長期の課題として投げて、これが、もしよくないと思うのであれば、代替案、具体的な運用の改善案をちゃんと出してもらい、その結果として今回の提案がそのまま実現しなくても、ルールが改善されれば私は成功だと思います。そういう性格の提案、何らかの改善が必要という程度の話なら、

後者の問題、規制を合理化すべきだという話になると思うので、そういう意図だとすれば、私はこの提案に100%賛成します。優先的接続がよいかどうか、私自身はまだ完全に納得しておりません。そういう意図で出てきたと理解してよいのなら賛成します。 飯田委員 前者か後者かというのは、判断が分かれるところですが、原則がいきなり確立されるということは、いずれにしてもないと私は思っているので、ボールを投げておくことがまず大事だということと、実際に今、原子力と流込み式水力は、優先的給電というのが、今の電気事業法の中で確立されていて、いわゆる出力調整のできない風力発電と太陽光発電というのを仮にそれに準ずる優先的給電として、どういう不都合があるのかということから、例えば問題を洗い出していたときに、もう少し各論でだれもが納得できるような論点というのは出てくるのではないかというふうに思っております。

今は完全に、例えば毎年、今年は風力発電をもう買わないとか、5万kWだけとか、そういうのが突然出てくるわけです。そこら辺をもう少し切り分けていくための玉として、最初のピンボールではないけれども、まず、大玉を投げておいて、そこから具体的な実態把握をして、まずは一步解決できる場所を探るというアプローチで、私もいいかと思っています。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、後ほどまた検討テーマ全体を御議論いただきますので、その中でも引き続き御議論いただければと思います。

次に、ワーキンググループにおける検討の視点、これをまず御議論いただきたいと思います。

田村主査から御説明をお願いいたします。

田村政務官 資料3をごらんいただきたいと思います。このワーキンググループで、委員の皆様のある意味共通認識を、どういう切り口で議論していくかという、切り口として共通認識を持った方がいいだろうということで、各ワーキンググループで提示させていただいております。

ごらんいただきますように、このワーキンググループにおきましては、事務局の案としては5つ掲げさせていただきました。再生可能エネルギーの導入促進、スマート・コミュニティの構築に向けた対応、森林・林業の再生（温室効果ガスの吸収作用の保全・強化）、住宅・建築分野での省エネルギー、リサイクルの促進というふうに、5つの視点で検討したらいいのではないかとこの案を掲げさせていただきましたので、是非、委員の皆様から御意見をいただいて、最終的というか、検討の視点を固めさせていただきたいと思いますので、御意見をよろしくをお願いいたします。

大上委員 この中に挙がっている検討の視点は、すべてCO₂を減らすというところの貢献だと思うんですが、一方で、成長戦略のための規制改革という大きな大前提を考えると、産業の成長、発展に資するというのが、この前段に大きくかかっていることが必要なのではないかと考えたんですが、いかがでしょうか。

田村政務官 済みません、おっしゃるとおりだと思います。私は申し上げ損ねていたんですけども、お配りしている資料の後ろの方に参考資料として、昨年末に政府で発表しました新成長戦略基本方針を参考にお配りしてございますので、そちらもごらんいただきたいと思います。まさにおっしゃるとおり、この環境分野における産業の育成というのは、大変重要な視点でございますので、それは私も加えた方がいいと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。今、大上委員の御指摘、それから主査からのお話をごさ

いましたけれども、冒頭に掲げておりますグリーンイノベーションの検討に当たり、この頭書きの部分にCO₂、環境と成長の両立の観点からも以下のような取組みが必要であるというようなことで、冒頭のところに今の点を加えるという方向で検討してはいかがでしょうか。

松山事務局長 それ以外にもよろしければ、どうぞ。

八田委員 特定の企業だとか産業に補助金をやってどんどん伸ばしていこうという産業政策は、成長戦略として望ましくないと思うのです。このグリーン業界というのは、とにかくグリーンという口実があれば、何でも補助金をつけてほしいなどという業界なのです。いかにも国のために良いような言い方をして、産業政策を要求するから、注意する必要があると思います。

この間の議論にあったように、 unnecessary コストがあるがために、元来伸びていくべき産業の成長が阻害されている場合、それを除去することによって成長を促進しようというのが、一番肝心な成長促進の観点だと思います。だれが見ても unnecessary 規制のために、環境の改善が邪魔されているというようなものを、徹底的に除去するのがこのWGの目的だと思います。昔の産業政策をやるのではないと、そこだけは明確にしておくべきだと思います。

大上委員 私もおっしゃるとおりだと思います。そういう観点で考えたときに、例えば標準、グローバルスタンダードを導入する、例えばそういうものがあると思うんですが、それというのは、そういったスタンダードを導入することが、結局、日本で生み出された成果が今度はアジアなり広く諸外国に展開できるということになると思うんです。

例えばそういうことが今の5つの観点から言うと出てこないのではないかなと思うんです。そういう意味では、私は決して unnecessary 補助金を付けるとか、産業促進政策をしるというような観点で申し上げたわけでは全くなくて、そういうような成長を意識した観点での規制制度改革、そういうことが重要ではないかということをお願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。八田委員が御指摘のように、いわゆる環境関連産業の振興というようなニュアンスではなく、全体としての成長を妨げている、かつ、CO₂の削減を中心として環境の観点からも望ましい、両立をさせるような、そういう規制改革を中心に検討していく、そういう方向で考えるのが望ましいかと思えます。

それでは、恐らくまた検討テーマの分類をしていただくときに、議論としては、立ち戻っていただく場合もあると思いますので、少し先に進ませていただいて、次の議論の中で、必要に応じて、また、この議論をしていただければと思います。

それでは、検討テーマの分類という項目にまいりたいと思います。次回以降、具体的な規制制度改革の内容について御審議をいただくわけですが、本日は、このテーマの分類について御審議をいただき、このワーキンググループとしての基本的な考え方について、できるだけ合意をしていただければと考えています。

資料4-1でございますが、資料4-1で分類につきましても、考え方を整理しております。簡単に御説明いたしますと、「(1)重点検討項目」でありますけれども、特に重要なテーマで政務官調整を必要とするような大きなテーマ、そして、6月までに一定の結論を得るべく、このワーキンググループで集中的に対処方針を御審議いただく項目、ということでございます。

「(2) 検討項目」という分類でありますけれども、政務官調整も必要になり得るということでございますけれども、これも6月までに一定の結論を得るべく、事務局で意見の御意見を踏まえて、ワーキンググループで対処方針を検討していただくという項目でございます。

「(3) 調整項目」であります。これは各省が後ほど関係省庁からの第1次の回答、最初に出しましたテーマにつきまして、その回答を御紹介させていただきますけれども、各省庁もそれをある程度方向としてやろうという方向になっていると思う。あるいは運用の改善的なもの、そういうものにつきましては、政務官調整を必要としないことも想定されるということで、そういう項目でございます。

「(4) 中期的検討項目」が先ほど少し御議論がありましたけれども、中期的な検討テーマとして相当大きな制度改革について、しかしながら項目としては外すわけにはいかないというものについては中期的検討項目として位置づけると。

更に、「(5) 分科会・WGにおいて対象としない項目」というのもあり得るということで、一応この5分類を考えております。

その上で、次に資料の4-2でございます。先ほど御説明いただきました、飯田委員、柏木委員からの御提案も含めまして、また、当初から事務局の方から御提案いたしました項目も含めまして、整理をさせていただいておりますけれども、それを、先ほど主査の方から説明させていただきました5つの視点ということで整理をしたものがこの表でございます。それでは、申し訳ございませんけれども、各省からの回答について、簡単に紹介させていただきたいと思っております。

では、参事官の方からお願いいたします。

吉田参事官 では、お手元の資料で簡単に御説明させていただきます。

まず、最初の項目、小水力発電の導入円滑化に関してでございます。これにつきましては、発電出力や取水量を問わず、すべてが特定水利利用に該当すると、こういったものを見直してくれないかというようなこと。

それから、既許可、水利権の許可量範囲内の従属発電は届出で足りることにできないかというようなこと。

それから、慣行水利権の許可水利権への切り替えを伴わない慣行従属発電利用を可とすること。この3点を投げてございますが、1ページ目の一番下でございます。一定規模以下の小水力発電目的での水利利用について特定水利利用の対象外とすること、これについては、対応を検討するというところでございます。

他方、従属発電なら届出で足りるところについては、やはりこれはちゃんと確認しておかないとだめなので、これは対応困難である。

それから、慣行水利権、ここのところについては、既に可能なんですよというようなことで回答が返ってきてございます。

次に、3ページ目をお開け願います。風力発電の導入促進に関わる建築基準法の基準の見直しというところでございますが、ここのところにつきましては、60mを超える風力発電機につきましては、高層ビルと同じような厳しい建築基準の適用があるというふうなところを見直せないかという

ところでございますが、3ページ目の一番下でございますが、倒壊や損壊の事例が多数あると、安全上の観点から対応は困難であるというような回答でございます。

次に、4ページ目でございます。太陽光発電の関係で、大規模太陽光発電設備に関わる建築基準確認申請の不要化という項目でございます。これは特に太陽電池アレイを柱のみで支える構造、こういったものについては、建築確認を不要とすべきではないかということでございますが、これについての国土交通省の回答は、太陽電池アレイを柱のみで支える構造については、そのパネルの下部に屋内的用途が発生しない場合であっては、屋根とみなさないため、建築物には該当しないという非常にわかりやすい御回答をいただいております。

ということで、こういったものについては、建築確認申請は不要ということでございます。

5ページ目でございます。このところは再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しということで、幾つかに分かれてございますが、5ページ目、これは風力発電設備に関する森林法との関係でございますが、5ページ目の一番下ですが、森林保全とのバランスを踏まえる必要、と、やや趣旨が不明な回答しか、現時点では返ってきてございません。

6ページ目を開けていただきますと、ここは環境省の自然公園法との関係のお答えでございます。具体的な答えは、7ページ目の対応可能性のある場合というような欄をごらんいただければと思います。国立公園、国定公園の中における地熱発電についての回答でございますが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を個別に判断することとしている傾斜掘削についても個別に判断し許可等が可能というんです。当たり前と言えれば当たりの答えしか返ってきてございません。

それから、風力発電については、これは、視野角とか、そういうところが分かりづらいので問題になっているというところでございますが、このところについては、施行規則についてより明確にするための技術的なガイドラインを作成中であるという答えでございます。

8ページ目をお開けいただきますと、これは同じ環境省でも温泉法を所管しているところの答えでございます。このところにつきましては、8ページの下の方ですが、ここも掘削の深度、地質の構造や泉脈の状態などにより、それぞれ差異があることから云々かんぬんということで、いずれにしても都道府県知事の自治事務なので、専門家を含めた審議会等の機関の意見を踏まえて個別に判断していくんだということ。

それから、温泉法上の同意書、地元の温泉組合の同意書を取ってこいという自治体が運用しているという指摘に対してですが、温泉法上、同意書は許可条件とはなっていないと当たりのことしか書いております。

次に、9ページ目でございます。9ページ目は、再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しで、先ほど柏木先生からもあったような、小規模分散型発電設備に関わる規制の緩和というようなところがございます。

このところについては、小規模分散型発電設備全般と特に太陽光発電というところでお尋ねをしているわけでございますが、9ページ目の中ほど、考え方でございますが、このところにつきましては、まず、小型の水力発電設備、このところについては、検討をして、一般用電気工作物

となる範囲を 10kw 未満～20kw 未満かつ最大使用水量 1 m³/s 未満に拡大するということで、省令改正等の作業に入っていくということでございます。

それから、太陽電池発電設備についての一般電気工作物となる範囲の拡大について、今後、安全性確保の観点から検討していくということになってございます。

念のためでございますが、先ほど柏木委員からございました、燃料電池発電設備というところについては、規制制度の概要の主な改正経緯というところを見ていただくと、燃料電池発電設備を一般用電気工作物に追加と、その要件につき、18年、19年に改正してきたということで、そのようなことが書いてございます。

10ページでございます。このところは、風力発電設備に関する環境アセスの実施というところでございますが、10ページ目の下の要望等への考え方の最後でございます。風力発電施設についてもアセス法の対象事業に追加することとしているが、対象事業への追加に際して、評価項目の選定等といった論点については、温暖化対策における再生可能エネルギーの利用の観点も踏まえ、関係者からの意見も聴取した上で、今後具体的な検討を行っていく予定であるという回答でございます。

11ページ目は、前回なかなか難しいという御指摘もございました。水素ステーション設置に関わる規制緩和でございます。経済産業省の高圧ガス保安法でございますが、一番下のところでございますが、保安距離 6 m の短縮について安全性に係る検証なしに規制緩和を行うことは、災害防止の観点から問題であるという回答でございます。

12ページ、ここのところは水素ステーションで、ガソリン給油機のところに給油空地を確保する必要があるというところに関する、消防法に関する規制緩和でございますが、12ページの要望等への考え方というところでございますが、前回も伊藤委員からも話がございましたが、水素ディスプレイ等が火災の影響を受け、極めて危険な状態になることから要望は認められないという回答でございます。

13ページ目で、今度は同じ水素ステーションでございますが、これは、建築基準法によって、用途規制のお話、具体的には商業地域等では、非常に限られたところしか使えないというところでございますが、考え方というところでございますが、ここのところについては、安全性を特定行政庁が容易に判断できるようにする必要があることから、具体的仕様を示した経済産業省の例示基準の策定を待ち、この基準を踏まえて、許可の技術的助言を通知する予定ということでございまして、本件につきましては、高圧ガス保安法に基づく例示基準というのが、まだ経済産業省の方から出されておらない状況でございますので、それが出れば、こういったことを考えたいというお答えでございます。

14ページ目、スマートメーターの普及促進に向けた制度環境整備ということで、電力搬送線を利用した屋外通信の緩和というところでございます。

これにつきましては、総務省の回答でございますが、要望等への考え方のなお書きのところですが、平成 18 年の高速電力線搬送通信の制度化以降、屋外利用について事業者等からの具体的な提案もなく、どのような設備が想定されているのか不明なため本要望に対して具体的な共存条件の検討に着手できる状況にないということなので、具体的な提案がなされた場合には実現可能性について

検討することとしたいという回答でございます。

15 ページ、今度はスマートメーターの普及促進に向けた環境整備ということで、電力メーター選定等に係る需要家の選択肢拡大に向けた課題への対応についての回答でございます。

このところでございますが、要望等への考え方の中ほどをごらんいただきたいと思います。スマートメーターに関するシステムの機能としては、計量・遠隔検針と エネルギーマネジメント/付加サービスに大別できる。この大別した上で、については料金徴収の前提なので、適切な計量と機能を踏まえてその在り方を決定する必要がある。

番目のエネルギーマネジメント/付加サービスについては、必ずしも同じ機器ということではなく、需要家が選択可能な別の機器も担い得ると。

そういった両者の間のインターフェースの標準化などにより、当該機器を活用したサービス提供について競争を通じたイノベーションを促進していく必要があると考えているので、こういった点も含めて幅広く検討を行いたい、このような回答をいただいております。

16 ページ、17 ページは、住宅建築物に係る省エネ基準の見直しということでございますが、国土交通省と経済産業省から全く同じ回答が返ってきてございます。

16 ページの下でございますが、2 年後の施行に向けて、本年 3 月に両省共同の検討委員会を設置し、これまでの設備ごとの基準ではなく、建物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準の検討を開始したところであるというところで見直しを行っている、このような回答でございます。

18 ページでございます。国産木材の利用促進に向けた集成材の日本農林規格というところがございます。このところにつきましては、一番下のところでございますが、森林・林業再生プランの趣旨を踏まえ、木材利用が拡大するよう検討したいというものが農水省の答えでございます。

最後に、国産木材の利用促進で大規模木造建築物に関する構造規制の緩和でございます。このところについては、国土交通省さんの回答でございますが、下の方の要望等への考え方というところでございます。建築基準法を平成 12 年に改正し、建築基準の性能規定化を行った結果、必要な耐火性能が確保できれば、木造建築物であっても、延べ面積や、高さの制限なく建築することが可能となったということで、やや私どもが求めていた答えとは全くすれ違いの回答になっておりまして、耐火性能が確保できれば、建てていいんだというのは、当たり前の話で、そのような回答になっております。

最後でございますが、20 ページ目、このところにつきましては、特別養護老人ホームとか、そういった厚労省の関係する施設についての回答でございます。

考え方のところでございますが、準耐火構造による木造建築を認めるかどうかについては、各都道府県等の判断によるところとなっていると、これは地方分権との関係で、そのような回答になっております。

なお、参考として、この前 3 月に札幌で起きたグループホーム火災を受けて、こういった 3 省庁の緊急プロジェクトを行っているということが付記してございます。以上でございます。

松山事務局長 それでは、大変お待たせいたしましたけれども、議論に入りたいと思います。

草刈分科会長代理 前の議論に戻って申し訳ないのですけれども、最初の資料 3 のところで、今

までおっしゃったことで、切り分けはよいですけれども、3番目の森林・林業の再生というのについて。実のテーマが4つここに書いてあるのだけれども、温室効果ガスの吸収作用の保全強化というのは、この4つの中には何もありません。

要するに林業と森林の再生というのは2つあって、温室効果ガスのいわゆる削減効果、つまり森林を大整理することによってそういう効果があるというテーマと、先ほど大上さんがおっしゃった成長戦略というか、内需拡大というところと。今、ものすごく材木というのは輸入が多くて、特に東南アジアの木材がどんどん高くなっている。中国とインドが買う中で、日本の木材を有効活用して、成長戦略につなげるといのは非常に大きなテーマとしてあるわけで、今が非常に大きなチャンスなわけです。一方、林業というの、森林組合というものがあって、非常に産業再生化が遅れているという意味で、つまり温室効果ガスの削減というテーマと、それから成長戦略というか、内需拡大というか、2つのテーマがあって、どちらかという、この4つは後者の方に入るのはないかという気もするのですが、いずれにしても、温室効果ガスの吸収作用の保全強化だけでここをとらえてしまうと、非常に矮小な話になってしまうので、森林・林業の再生だけにしてしまうか、あるいはCO₂の削減及び成長戦略としての視点とか、そこを入れておかないと、ちょっと違ってしまいます。

ここに書いてあるものだけでは勿論なくて、もっと大きなテーマがここにはあるわけで、とにかく分類としては、ちょっと誤解を招くのではないかと思うので、直してもらった方がよいと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

速水委員 私自身は、林業の方の再生プランのさまざまなところに関わってやっておるもの1人なんですけど、林野庁を含めて内閣府も絡んで、成長戦略としても森林・林業の再生プランというのは、今ちょうど動いている時期でございます。

今、おっしゃられたように、森林組合の問題というのはいろんなところで問題になっておまして、その共同組合の独占性のような部分というのはどう解消していった民間の事業者が、活発に動けるような場所をつくっていくかというのは、今後議論をしていかなければいけないと思っております。

役所の方あるいは森林組合の関係者からすれば既に平等なんだという理屈もございまして、実質、優位性を持たせてあるんだという議論もあって、今、ちょうど整理をしている最中でございます。

こちらの規制・制度改革に関しては、出口戦略として、今後、木材が山から大量に搬出をしていくことを計画しているわけですが、そのときに、とにかく出口がしっかりしていないと、マーケットに木が溢れてしまう可能性があるというのが、我々の心配でもあるわけです。

事実上、一昨年から昨年にかけて非常に景気が悪くなったときに、民間は伐採を絞っても、国有林は計画どおり伐採をしてきたということもあって、一部マーケットで木がダブついて、値段がどこか下がってしまったようなことがございまして、そういう点では、出口戦略の一部ではございますが、大いに議論していただくということは大変ありがたいので、今、おっしゃられたように、それをどういう色分けをしておくかというのは、両方に意味がかかってくるなと思って、今、一概

に私の意見として、どう振っていかなければいけないか、ちょっと回答というには自信がないです。

草刈分科会長代理 要するに、私が申し上げたかったのは、ここでCO₂の削減だけに絞ったようなテーマになっているので、そうではなくてもっと広い意味での森林政策というのはあるわけで、その部分を、つまり内需拡大でも成長戦略でも何でもいいです。出口戦略でもいいんですけれども、そこを書いておかないと、少しおかしくなるので、そのテーマのところだけは少し直しておくというだけの話。中身について、今、一気に拡大しましても、そんなのは無理ですから。 松山事務局長 ありがとうございます。このところは、先ほど大上さんからの御意見もありまして、頭書きのところでは環境保全・改善と、それから経済成長の両立を促進するためにという視点で整理し、森林・林業の再生のところにある括弧書きはある意味余分なのかも知れませんが、これを取ってしまう感じで見直すことにいたします。 草刈分科会長代理 大上さんが言われたものが全体に入っているとすれば含むわけだから、それはしつこく書かないで取ってしまう方がいいと。

松山事務局長 では、そんな方向で対応いたします。

大上委員 今の議論に関連して、国交省の成長戦略会議の中で、木造住宅の促進なり、木材の建築材料としての利用促進というのはテーマとして入っておりまして、木造3階建ても認めろというふうには入っているんです。ですから、こういう回答をしてきているというのは、真意を確認したいと思います。何を寝ぼけているんだという話がそもそもあるということ。

あと、そういうことも含めて、木というのは非常に断熱性能もよい建築材料で、これはアジアの気候にも合っている材料なので、どんどんそういうものは、むしろ間伐材の利用促進も含めて、テクノロジーもやって、産業育成もやろうというような形で、むしろ今の森林の問題なんかをもっとやっていきましょうというトーンになっておりますので、ここはそういう意味では、むしろ国交省も仲間にして、そういう歩調を合わせて、林業の問題をもっとちゃんとやりましょうというくらいのトーンでよろしいのではないかと思います。

あと、今の回答の中で、国交省絡みのテーマで、私も幾つか本音で話しているテーマはあるんですが、そういうのはまた別途、一度事務局にお伝えします。

松山事務局長 勿論いろいろ個別にアドバイスいただくのもありがたいですし、この場で御紹介していただいて差し支えないものがありますか。

大上委員 お話しさせていただきますと、まず、小水力発電の導入円滑化については、既許可水利権の許可量範囲内での従属発電というのについては、やはりちゃんと認可を取ってほしいと言っているんです。

その理由は、要するに勝手に水を取って、どんどん発電を始めたらどうするのかという性悪説に立っているわけですが、一方で、それをいちいち全部国が認可しなくてはいけないのか、あるいは地方の届出でよいのではないかと、そういう議論はあると思うんです。そこまでやると彼らはうっと詰まるんです。こちらからの議論としては、むしろそんな少量の水に対して、小水力の認可なり、届出なりというのを国が全部やるというのはそもそもおかしいのではないかと、国管理というのはごく一部でいいのではないかと、そういうような議論をやれば、恐らく彼らももう少し考えるのではないかと、そういうものがあります。

それから、風力発電の建築基準なんですけど、これは、たしか経産省から1本しか倒れていないという話だったと思うんですが、実際6本倒れていまして、非常に生々しい写真もあります。しかも、5本目か6本目は、倒れたものが避難小屋か何かに直撃しているんです。これを見た瞬間、これはちょっとこちらの提起が苦しいなという感じがある。ただ、いずれも根元で折れている感じなのです。かつ無許可で建っているものがほとんどです。

ですから、形式適合認定というのを、まだ、多分1件も事例はないと思うんですが、風力発電設備として、形式適合認定というのをむしろちゃんと取るということをしちゃんとやれば、むしろ手間というのは、簡略化できるんじゃないかという議論はあるのではないかと思います。とりあえずは、そんな話です。

飯田委員 各論に入る前に議論の進め方なんですけど、このシートをベースに、あとは、今、大上さんがいろいろ事例を御紹介いただきましたが、それぞれの委員が持っている知見とか経験と、事務局が持っておられる知見等をテーブルに出しながら議論するというところでよろしいんでしょうか。というのは、実際には、風力発電の今の案件でも、恐らく1本倒れたと経産省が言っているのは東北のもので、残りの6本で増えているのは沖縄のもので、沖縄のものは台風が来て明らかに設計許容風速も超えた風が吹いたので、倒れて当たり前だったとか、そういうのがあるんです。

大上委員 いや、それは違うんです。経産省が言っているのは、1本石垣島台風で倒れたと言っているんですけども、実際は東北から6本倒れているのです。

飯田委員 要は1個1個個別には、いろんなものがあって、そういったものがもう少し深いデータが1個1個ないと、議論に入っていけないというか、省庁が言っている反論が正しいのかどうかの判定ができなくて、その辺りをどういう素材を基に議論していったらいいのか、個人的な経験は幾ら専門家でも限定されていると思うので、そこら辺りは、事務局としてこの先どういうふうに、時間も限られているので、勿論、リサーチするのは大変なのですが、そこら辺りはどうなんでしょうか。

相澤委員 個別の議論になってしまうかもしれませんが、この風力発電の倒壊の話は、一つひとつデータを集めるという話ではなくて、論理からしてどうなのかなと。

飯田委員 私が言っているのも、例えば今、風力発電のこれがいいかどうか、まさに先ほど大上さんがおっしゃったように、グローバルスタンダードはどうなっているんだと、こんなのやっているのは日本だけだという、その事実関係も実は本当は調べた方がよくて、1本1本は別にケーススタディーで、応力がどうというのをやれと言っているわけではなくて、つまり、先程の検討の視点に照らしてどうなんだということを一通り事務局で洗い出していただいて、実際に風力発電は日本では、Jクラスという世界にはない変なクラスをつくって、それ自身が変な規制になっているんですが、世界の風力発電会社は、日本なんかは来たくないと言っているようなところがあるようなんです。

そういう実態を一旦洗い出す意味でも、実は先ほどの資料3の検討の視点というのを、一度洗い出して、その視点から見てこれら事例と各省庁が言っていることは果たして妥当なのかということも、もう一度参考になる資料を検証した方がいいのかと思っています。

相澤委員 その前に、倒壊した事例があるということですね。それから安全性の問題がある、これは、動かさない事実だと思うので、それと、高層ビル並みの規制をするということは、必ずしもつながらないわけです。ですから、何らかの基準をつくって評価方法を創設すべきであるということに対する、対応は困難という結論自体が論理飛躍があると思うので、そういう観点から考えるべきではないかと思うので、その事例についていちいち検証するという必要性は、私は余り感じませんでした。

松山事務局長 ちょっと一般論で、我々はこれからどういうふうにサポートさせていただくかということにつきましてだけ申し上げますと、今回、各省からこういう形で回答が参りましたけれども、これに対して再反論といえますか、どうやって切り崩していけばいいのか。それはロジックの場合もあるでしょうし、それから飯田委員がおっしゃいましたようにデータの問題もあり得ると思います。

事務局としましては、担当がそちら側に今日もおりますけれども、担当職員中心に、そういう整理をさせていただきますが、恐らく委員の皆さんの方は、知見をたくさん持っておられるわけなので、いろいろこの会議で、こういうことをちゃんと指摘して反論したらいいとか、そういう御議論は次回更にお願ひしたいと思います。

今回は、重点検討項目の案件が中心でございますけれども、どういう方針で、また、どういう折衝の仕方、相手に対する議論の持っていく方というようなこともいろいろ御議論いただければありがたいかと思っております。

もう一つ、農業のワーキンググループでは、ヒアリングもした方がいいんじゃないかと、これは関係団体からのヒアリングということでしたけれども、そういう御意見もございまして、非常に時間がタイトでありますので、後ほどスケジュールのところでも申し上げますけれども、非常にタイトな中で、小人数でも少し実施した方がいいという御意見もございました。実際にお呼びできる団体は非常に限られるかとは思いますが、是非必要な場合には、そういうこともお考えいただければと思います。

相澤委員 進め方ですけれども、既に対応されていて、実際にもう対応がなされていて、改めてここで取り上げる必要がないものと、水素ステーション、これは本当に危険性がある、ここで取り上げる必要は既はないと考えるような項目が幾つか入っていると思うので、それをうまく落として、まず重点的に何をやるべきかということについてもう少し整理をしたらよろしいのではないかと思います。重点検討項目を優先するということに関しましては、賛成です。

大塚副大臣 遅参をいたしまして恐縮でございます。また、このワーキングだけに所属していらっしゃる皆様に、初めてお目にかかってごあいさつさせていただきますが、本当に御多忙の中御協力いただきましてありがとうございます。

限られた時間の中で、大変な作業のお願いをしているわけですが、私たちもいろんな分野で、どうも日本のポテンシャルティーを生かせない閉塞感というものをそろそろ本当にブレークスルーするという、モメンタムをつくらないという危機感を持っておりますので、是非よろしく御協力いただきたいと思います。

そういう中で、農業とか、医療の方のワーキングでも申し上げたことですし、今、事務局長から、ニュアンスは少しお話をさせていただいたんですけれども、これだけのアジェンダについて限られた時間で全部結論が出せるなどとは考えておりませんし、そういうつもりではないんですけれども、やはり規制改革というのは、やっていかななくてはいけないんだという、国民の皆さんへのアピールというか、情報発信が6月にきちんとできればいいんだというふうに思っております。

したがって、非常に大きな、象徴的なテーマについて何か結論が出せればそれに越したことはありませんけれども、方向感をお示しいただくということも、このワーキングとしてのミッションだというふうに御理解をいただければと思います。

そういう中で、個別具体的に、もし、きちんと結論が出せるものがあれば、それはそれで是非というふうには思っておりますけれども、大きなイメージとしては、そういう作業を想定しております。

そこでしっかりとした、大きな方向感が出れば、秋以降の臨時国会の中で法律的な対応をする上でも、ここで御議論いただいた結論というのが非常に影響力を持つことは間違いないと思っておりますので、そういう認識を共有させていただければと思います。

その上で、若干個人的な思いと、今の状況からすると、こんな留意点があるんじゃないかということをお話しさせていただきますと、まず、新政権発足して以降、経済対策としてやっているものの中で、エコ住宅というものが、これはいろんな意味で評判がいいという事実があります。そうすると、エコ住宅を更に推進していくという意味で、グリーンイノベーションワーキンググループに関わるようなアジェンダの中で、これはというものがあれば、せっかく国民の皆さんが、そういうことであれば推進したいと思っているエコ住宅を買うにしても、つくるにしても、売るにしても、こんな制約があるんだったら、これは取り除いてほしいという、何かそういうものがあるとすると、これは多分国民的関心と呼ぶんじゃないかというふうに思っております。

それと、農業とも関係があるんですけれども、やはり山林をどうするんだという間伐の問題と、国産材の有効活用というのは、多くの皆さんが関心がある問題だと思いますので、そういうようなことに、もしスポットを当てられれば、マニアックな議論に終始しないで、最終的なアウトプットが国民の皆さんの関心と呼ぶんじゃないかと。

それから、マニアックですけれども、あえて関心を持っていただく、このワーキングとして問題提起していただくとすると、都市鉱山の話もあります。レアメタルは世界の埋蔵量の10%くらいは日本国内にあるんじゃないかと言われている都市鉱山という言葉とか、コンセプトをしっかりと大勢の国民の皆さんに御理解いただくだけでも意味があると思っておりますので、例えばレアメタルのリサイクル推進に向けていろいろやりたいんだけれども、こんな制約があるんだということは、ここで御議論いただくのに意味のある話かなというふうにも思っております。

いずれにしても、医療・農業・環境という3つのワーキングの中では、環境というのは意外とわかりやすいようで国民の皆さんの的に言うと、個々の皆さんの生活には実感がわきにくい話題だと、相対的にはそういうことだと思っておりますので、どういったふうに国民の皆さんの関心を喚起していくのかということも、少し御検討のメルクマールに加えていただければと思っております。

いずれにいたしましても、本当に大変な御尽力をいただくことになろうかと思しますので、重ねて御礼申し上げて、とりあえず一言ごあいさつに代えさせていただきます。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、引き続き、委員の皆様いかがでしょうか。

安念委員 相手省庁の回答に関してですが、第一次レスポンスとして、投げてから全て揃うまでにどのくらいかかりましたか、日数として。

吉田参事官 これについては4月9日ということで、約1週間の検討期間を置きましたが、実際に出揃ったのは、昨日の深夜でございまして、そういった意味で言うと、約2週間となります。

安念委員 私もそのくらいではないかと思ったのです。2週間経っても何を言っているのかわからないという回答がありますね。実質的な回答になっていない、向こうのスタンスも多分決まっていないうんと思うんです。

それで私も思うのですが、6月末までに方向性なりとか一定の結論ということになると、少なくとも文書で、新たな攻め口に対する、第2次回答というのをやっているだけで終わってしまう。文書での往復は多分1回しかできないのではないかと思うのです。国会だってあるわけだし、役所だってこれだけやっているわけではないんだから、ほかにも山のように仕事があってやり切れないと。文書のやりとりだけでも、中間的にそれを決着するというのは無理ではないかという気がするのですが、事務的にはどうですか。

松山事務局長 もうワンラウンドやりたいと思っています。

それで、追加テーマとしていただいているものも当然含めまして、中期的検討課題以外のものは、今回、追加で出したいと思っています。明日にも出したいと思っています。

各省からの回答を踏まえ、29日のワーキンググループで集中審議をしていただくわけで、一応1週間を期限にしますけれども、遅くとも29日の審議に間に合うように回答していただきたいと思っております。

小田審議官 今、事務局長から、もうワンラウンドと言いましたけれども、今回各省に回答を求めたのは、当初事務方が検討テーマ案として上げたものでありまして、これをもう一回やるつもりはないです。委員の方から新たにご提案いただいたもので、中長期的なテーマを除いたものについて、これは各省に投げないと反応がわかりませんから、それについてはやるという趣旨です。

大塚副大臣 安念先生の御懸念のようなことにならないようにどうするかということなんですが、他のワーキングとか、親会合でもお話ししておりますけれども、6月に結論、報告の内容を固めるに当たって、その前に勿論、我々は政務レベルで各役所の政務と交渉はしますが、そういう交渉をやっても、国民の皆さんの目に触れないまま、何となくやむやで終わるくらいであれば、象徴的なテーマについては、時と場合によっては、その規制が必要だと言っている人達と公開討論をやるということも必要だと思っております。

また、そこまでやらずともこのワーキングで、先ほど私が申し上げたようなことであるとか、委員の皆さんが重要だと思うテーマについて、こういう方向で行こうと、結論が出るならば、それで出していただいて、そこから先はその結論に従って、後半戦として政務の折衝をやるということもあるんですが、つまり、医療であれば、例えば混合診療とか、農業であれば、生産法人の問題とか、

論賛成、各論反対というところに大きな問題があるんだということをきちんとお伝えできるかどうかということが非常に大きな、先生方にも御参加いただいたせっかくの分科会のミッションだと思っております、そんなような議論がうまく世間ににじみ出ていくためにはどうしたらいいか、そういうアプローチも引き続き知恵を絞っていただければありがたいと思います。

柏木委員 個々の規制改革というか、例えば今の4つのキーワードで進めていくというのは非常に重要だと思うんだけど、短期間で対外的に何かを見せるというのは、例えばスマートコミュニティなんていうのは、現政権でコミュニティレベルで、例えば中国にどんと移転しているとか、インドにぼんと持っていくとか、スーパー特区みたいな形で。例えば、今、経済産業省の中で、次世代エネルギー社会システム協議会というのがあります、4つ都市を選んだんです。横浜と豊田と北九州と京都、例えばそのある一部を取って、エコ住宅に入れて、ベースの風力を入れて、その地域だけ真っ白にしてしまうと、それでシステムの、これはある意味では規制改革ですね。見える形。これは、比較的外には見えやすい形になるだろうと思うんですけども、こういうのはここで可能ですか。スマートコミュニティで、個々のこういうことは、勿論ベースにしなが、どこか1つスーパー特区構で。前政権が特区をやったから、今の政権はだめだとは言わないが。

大塚副大臣 今まさしく検討している最中で。

柏木委員 そういう方がわかりやすいですよ。

大塚副大臣 ちょっと口を挟んで恐縮ですが、例えばそれぞれのワーキングは、同じようなアプローチで同じような結論の出し方でなくてもいいと私は個人的には思っています、例えばこのワーキングとして、今、柏木さんがおっしゃったような、スマートコミュニティのスーパー特区をたまたまつくったとして、それを実現するためには、どういう規制をなくせばそれができるんだということを洗い出していただいて、それだけのものは全部この際撤廃して、どこどこにそれをつくろうという結論をここで出していただくというも一つのアプローチなんです。

柏木委員 わかりました。結構です。

速水委員 森林の問題として、建築、国産材の住宅という話がつながるのですが、建築基準法というのは、私の経験ではずっと長い間の積み上げなのです。非常に規則が複雑化していて、1つを変えるのにすべて関係してくるといところがございます、昭和30年代に学会も含めて、木造住宅というものを都市から排除するという大方針がその当時決まったわけです。

その大前提が建築基準法、消防法の中にながちとあるのです。それをどこかで思い切り解決をしない限り、多分、小手先で少しずつ変えていっても少しずつの進歩はあっても、木材を使っていくというのは国産材に限らず、非常に難しいような気がする。

たまに軒高9メートル、屋根高13メートルという話が建築ではよく出てきますが、軒高9メートルというのは何で決まったのかというと、30尺なのです。それで30尺と、屋根高は43尺、尺貫法が基本になったものがずっと続いているので、一体それはどんな理屈なのかという議論から始めなければいけない。

あるいは断熱作用がよいので、サッシを木造にしたらどうだという話が出るのですが、東京都内で木製サッシが使われているのはスウェーデン大使館ぐらいです。これは治外法権で可能なのです。

常に人間の生命という意味での消防法と、長い歴史の中の建築規制法、それで昭和の途中で木材を都市から排除するという大命題を決めて、学会から含めて全部が決まった。

そういう中でもう一度木造を増やしていこうというのは、かなり根本的に発想を変えていかなければならないと。

そういう意味では、ここで全部を変えるのではなく、そういう発想を変えるという規制改革の方針というものを出示していただくだけで、今後変わっていくのだろうという気はいたします。ただし、ここで一気に解決することは非常に難しいだろうと考えております。

八田委員 今の速水さんの御意見に大賛成です。

まず、建築基準法は、阪神大震災の後に、仕様規定から性能規定に変えました。

しかし、2階建てまではいいけれども、3階建ては絶対木造はだめだというのだから、規定に変えたと言いながら、仕様規定の残りがすが潜んでいるわけです。しかし火事でどれだけ耐火性があるのかどうか、実験してみればいいわけですね。耐火性があるなら、3階でも木造を建てられるようにすべきです。ですから、木造建築に関することは、このWGの主張として筋がいいと思います。先ほど大塚副大臣がおっしゃったこととも、首尾一貫しています。それがまず第一。

第2番目に、わかりやすいという観点からは、地熱発電に関する規制緩和を重点的に提案してはいかかかと思えます。資料4-2の-eに、電気主任技術者の設置義務というのがあります。地熱発電をしようとする、どんなに小さな規模の発電機を利用する場合にも、保安技術者等が要りますが、そのためには、電力会社にずっと勤め上げた人を雇わないといけないというような仕組みになっています。この規制があるために、日本では地熱発電が外国に比べて進展していないという状況がある。日本では、地熱発電のポテンシャルが大きいだけにもったいない。-eでは、そのことを明文化してはどうでしょうか。

飯田さんの御提案のものを組み合わせ、地熱という日本で資源が豊富なエネルギー源も、規制によってさっぱりうまく利用されていないことを訴えると、割とわかりやすいのではないかと思います。飯田委員 地熱のテーマは非常に面白いと思えます。先ほどの大塚副大臣が言われた新しいメッセージ、実は、1回目は、余りこういう抽象的なことを言うと、安念さんにまた怒られるんですけども、やはり90年代の規制緩和から始まったのは、規制がきつから緩和して、市場に任せればいいという非常に素朴な議論から始まって、90年代に規制改革と名前が変わったけれども、あれは裁量型規制とか、今の非合理なところを合理的にしようという、若干コンセプトがあって、それは今でも必要な部分がかかなりあると思うんですが、先ほど大塚副大臣が言われた規制だけではなくて、ほかのところが違うだろうという部分も含めて言うと、やはり、例えばイコールフットィングというか、そういうような新しいメッセージがもう一つ必要なのかなと。

温泉というか、地熱なんかも規制で何とかなる部分と、やはり地域の方で温泉協会の方が、とにかくテコでも動かないみたいな領域もあって、その辺りを一体どういうふうな形でやっていくと新しいマーケットができるんだという、つまり規制だけではなくて、市場を健全に立ち上げるというイコールフットィングという視点と、もう一つは、規制という考え方が日本では、まだ70年代的な、いわゆるコマンド・アンド・コントロールという命令型規制という概念が、まだ、一般社会の

方も流布していますし、規制というのはもう一つ実はルールだという大きな意味があるんだと。規制を緩和することで勿論面倒くさいところをやりつつ、逆に規制ではなくて新しいルールをつくることによってイコールフットイングするという側面も一方ではあって、温泉の話で言うと、実は温泉法の1行目に、エネルギー利用を原則とするというのを例えば入れると、全く力学が変わってくるわけです。これは1つの例ですけれども、そういう形で規制が今度新しいルールによって生きてくる側面が一方ではある。

そういう意味で、あとは電力会社はやはりドミナントだという部分もイコールフットイングではない部分がある。そういうふうにし少し見る土俵を変えるようなメッセージを出しながら、今回のどの素材、風力でも地熱でもいいんですが、そういう形で出していくことによって、言わば90年代の昔の規制緩和、小泉構造改革ではない民主党らしいが新しいメッセージが出せるのではないかと思います。山崎委員 先ほどの議論で、非常に戦略が大事だというのは全くそのとおりだと思います。要するに国民に見えるような形で、規制改革が緩和だか分かませんが、常に緩和したところと、改革したところと、そうではなかったところで、きちんと効果が違うということが目に見えるようなものというのは非常に重要で、先ほどのスーパー特区みたいな考え方で、ここはすごくうまくいったと、そういうことがみんなによく見るような形にするという戦略は非常に重要だと思います。

経済学で言うと、ちょうど比較静学というんですけれども、要するにあるパラメーターを変えたときに、どういう影響が出るかということを目に見えるような形で、国民に知らせるという意味では、幾つか安念先生がおっしゃったけれども、幾つかポイントを絞って、本当にビビッドにわかるようなものを選んでいくということは、長期的にも非常に重要だと思います。早稲田委員 私も短期間ですので、方向感という大塚副大臣がおっしゃったことが一番よろしいかと思っているんですが、實際上、検討テーマを見て - d 再生可能エネルギーの風力・地熱発電設備の設置話がいまいち方向感がよくわからなくて、これをやると、どういう形で非常にいいかというのがちょっとよくわからないと思って見ていたんですけれども、その他としましては、スマートグリッドは、実は個人的には非常に興味があるので、そちらの方もあればいいなど。現在なかなか難しいというお話ですが。後は、木材とリサイクルの話というのはよろしいかと思って見ていたのです。

有村委員 検討テーマの一覧の方をずっと拝見していて、個別にこれらの規制がネックになっていろいろな問題があるというのはわかるんですけれども、かなり一般の方にはマニアックで、混合診療といったような、すごくメッセージ性の高いものではないわけですね。それでどうなのかなというのはずっと思っていたわけなんですけれども、先ほど八田先生もおっしゃられていたように、例えば地熱というようなわかりやすいテーマを取り上げて、地熱をやろうとしたときに、実はこんな規制は邪魔になっている、こんな規制は邪魔になっているという切り口で出していけば、国民にもわかりやすいのかなと、そういうメッセージ性を持ちながらやっていく。そうすると、 - d 再生可能エネルギーの風力・地熱発電設備の設置とか、 - e 再生可能エネルギーの電気主任技術者設置の話とかというのが、すごく重要になってくるのかなと、それは先ほどのスーパー特区のお話でも、非常にそれはメッセージ性が強くて非常に興味深いなど、環境を研究しているものからすると、非

常に重要なテーマではないかと。

ただ、スーパー特区に関して言うと、短期間でどのくらい具現化できるのかというのが、まだ、私にはわからないということと、地熱に関しては、もしかして、実際に値熱に関わろうとしたような人からヒアリングをしてみて、実際に何が問題になったかみたいな話も、もしどこかでわかれば、非常に調査していただければと思います。

松村委員 先ほどから話が出ている地熱に関してです。1つは電気主任技術者について、柏木先生のご指摘通り相当大きなハードルになっているのは間違いなくと思います。

もう一つは、許可がなかなか下りないという点です。だから再生可能エネルギーの風力・地熱発電設備の設置のようところがクローズアップされているのだと思います。この環境省の回答の意味がよく理解できていなくて、これを確認させて下さい。8ページのところですが、なお、許可、不許可の処分の基準は該当するか、否かであり、該当しないと明確に言っているように見えます。私はこれにはちょっと驚いてしまいました。驚いたというのは、法律を見れば、「影響を及ぼすとき等以外は」なので、「等」に何が含まれるのかが重要なわけです。この「等」には「同意が必要だと」というものは入っていないと環境省は明確に言っているわけですね。この環境省の回答から見ると、仮に、もし万が一都道府県で「同意を取ってこい」と言ったとすれば、都道府県が違法行為をしていると環境省は認識している、という意味になる、そういう回答に見えるのですが。もし万が一事業者がどこかの都道府県に「同意がなければ許可できない」と言われたら、「それは法の趣旨を逸脱した要求です。環境省もそう言っています。」と反論するお墨付きを与えたようにも見えるのですが。だとすればこの回答は一定の前進ではないでしょうか。環境省の見解としてこの点を明らかにできるわけですから。私は法律の専門ではなく、その解釈が根本的にどこか間違っているような気がするのですが、どこが変でしょうか。

吉田参事官 ここは、まだ回答をいただいたばかりなので、環境省等に対してコンタクトはしてございません。

そういった意味で、こういったところも、今の御指摘みたいなものを含めて、どういう切り口でどういうふうに相手のロジックを打破していくことができるのか、戦術、戦略を特定のテーマに絞って御審議いただくというのが次回できればと。

松村委員 なお書きのところは、環境省がこう言ったというんではないんですか。

吉田参事官 環境省がこう言っているということでございます。ですから、今、松村委員から御質問がありました、これについて違法行為ということを知りながらやっているのかどうか、そのような認識になるかどうか確認いたします。

松村委員 環境省は、本当に都道府県がそんなことをやっているのかどうかということについては何も言っていない。それは事実かどうか、そのような指導をする都道府県が本当にあるかどうかという問題と、仮にあったとすればそれは違法という問題は本質的に別の問題です。もし事実としてあったとすれば、この回答なら、それは違法行為あるいは脱法行為だと環境省は認識しているという回答に見えるのだけれど。やっているという事実を認定したとか否かという点は私は一切議論していません。

吉田参事官 環境省は、そういう認識の下で回答してきたとはちょっと思い難いんですけれども、ロジックとしては、松村委員が、今、おっしゃったような解釈はあり得ると思います。ちょっと確認をさせていただければと思います。環境省も都道府県知事が違法行為をやっていて、それを放置しているのかというふうに言っているわけではないと思います。確認をさせていただきます。

相澤委員 ちょっと誤解ではないかと思うのですけれども、同意書を許可条件にしているというわけではないから、同意書を得た方が許可をする際の参考になるという趣旨で取っているのではないかと思うので。

松村委員 しかし、法律自体は「許可しなければならない」ですよね。

相澤委員 その判断基準として、ということですね。これは、特定の都道府県となっているので、すべてではないですね。ですから、どういうところの都道府県が、実際に同意書を必要としているのかどうかという事実関係を確認した方がいいと思います。

松山事務局長 そうさせていただきます。

それでは、時間もなくなってまいりましたが、目加田委員、もしございましたら、どうぞ。

目加田委員 先ほど大塚副大臣の方から、国民にいかにかアピールするかという御指摘があったんですけれども、例えば大学で若い人と接していると、やはり圧倒的に環境に対して関心が非常に高い。しかも、何が一番敏感に反応するかというと自然エネルギーなんです。再生可能エネルギーの問題で、素朴な疑問としてどうして日本ではこれだけ普及していないんだろうと。特に諸外国のことを学ぶにつれ、何が問題になっているんだろうということが素朴な疑問として生じているということを日々実感しておりまして、先ほど副大臣が御指摘のとおり、霞が関だけの問題ではなくて、総論は賛成、エコは賛成なんだけれども、各論になるといろいろな事情が出てきてというようなところの全体像がやはりうまく伝わっていないのかなという感じもします。

ですから、先ほど柏木委員の方から、例えばコミュニティーなんかにおけるスーパー特区という形でも、例えばそういうものを実現しようとするならば、何が弊害になっているのかということが明確にわかるような形で伝えられるといいんではないかという感じが非常にしました。

それから、自然エネルギーのことについて言えば、やはりいろいろな制限があるんだろうと思いますし、電力会社が発電もして配電もするということに対して、やはり自然エネルギーがなかなか普及していかないということは明らかだと思いますし、ですから、そういうところについても6月までに結論を出すということではなくて、今度どういう方向性で議論を進めていくことによって、最終的に今日5つ検討の視点というところで、再生可能エネルギーの導入促進ということがうたわれているわけですから、それに向けてどういうふうな方向性で議論していくんだ、あるいは規制を改革していくんだということが明確に打ち出せた方がいいんではないかという印象を持ちました。

大畑委員 私は行き過ぎた規制緩和は、国民に不利益を与えることもあるのではないかと考えています。そこで、規制緩和については慎重にさせていただきたいと思います。例えば風力発電ですが、資料5を読んでいますと景観だとか、そういうことばかり取り上げられています。慎重な意見としまして7ページありますように、風車は景観や低周波等による健康への影響というのがあります。実は今週発売の『週間朝日』にこのことが取り上げられていました。

規制緩和の拡大によって不利益をもたらされるようなことがあるということであれば、やはりそういうものをよく検証してからにさせていただきたいと思います。

大塚副大臣 大畑さん、ありがとうございました。規制に限らず、どんな政策でも、政策の目的と副作用というものがありますので、その副作用に常に留意をしなければいけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

それから、規制改革とあえて申し上げているのは、必ずしも緩和とイコールだとは思っていないのです。例えば、スマートコミュニティとか、木材利用を進めようと思ったら逆に規制をすることによって促進するという面もありますので、そこは非常にバランスを取って我々は考えなければいけないということは思っておりますので、そういう視点で是非いろいろ御指摘をいただきたいと思います。

それで、先ほど目加田先生からも若い人たちは関心があつてということですが、おっしゃるとおりでわかりにくい分野なんですけれども、ちゃんと伝われば、特に若い人たちは、これから 50 年、60 年、この地球上で生活していく上で、大変我々の世代が思っている以上に関心が高いのは事実なんです。

そういう観点でいうと、今日は 1 時間だけ、しかも私も自分でも結構しゃべっているので余り皆さんの御意見を聞いていない中で恐縮なんですけど、例えば先ほど柏木先生がおっしゃったようなスマートコミュニティをつくる、それからあえて造語をさせていただくと、ウッドコミュニティをつくる。自然エネルギーを有効活用する。

例えば、このくらいの 3 つの論点に絞ったときに、例えばウッドコミュニティをつくる上で、どういう制約があるんだというときに、速水さんがおっしゃったようなことが、実は背景にあるんだということは、だれも知りません。

そういうことがあって、都市部で完全木材の住宅をつくろうとか、それこそ 3 階建てをつくろうとか、学校をつくろうというときに、それはどうしてつけれないだろうという、その原因になっている規制をこの際クローズアップして、それは本当に合理的なのかどうなのかという結論の出し方。

それから、自然エネルギーだけで回る、自然エネルギーコミュニティというものをつくろうとしたときに、では、活用できるのは地熱と風力と太陽光が中心ですが、この 3 つをフル活用して、人口 10 万人規模の町をやっつけようとするときに、どういう制約があるために、それが実現できないのかとか、何かこのワーキングの特質からすると、柏木先生がコミュニティと言ってくださったので、スマートコミュニティ、ウッドコミュニティ、エコエネルギーコミュニティをつくる上で、なぜ日本ではそれができないのかということ、その対象となる規制なり背景にある政策的コンセプトを洗い出して、それについては、今のこの時代、意味があるのか、ないのかという、イエス、ノーをずっと出していくわけですね。出していった結果を、これは総理大臣が仮に分科会の、皆さんの任命者は総理大臣になりますので、受け取ったとします。私も今回政権が代わって驚いたのは、霞が関の皆さんというのは、やはりきちんとしていて、前の政権であっても、決まったことというのはそれを覆すデュー・プロセスがない限りは、それをきっちり維持しようとする。このモメンタムというは、大変重要で、かつそれは有効活用しなければいけないと思っております、

今、申し上げましたような結論が出て、そして総理大臣がそれを受け取ると、それを覆すプロセスを経ない限りは、それに沿った運営が秋以降行なわれるわけですね。あるいはそれを重視した運営が行われるわけなので、そういうイメージで一定の結論を出していただけると、大変重要な意義を持つというふうに思いますので、そんな私の感想も踏まえて引き続き事務局で皆さんの意見をとりまとめていただきたいと思います。

松山事務局長 どうもありがとうございました。いよいよ時間がなくなってまいりましたので、田村政務官、これまでの御議論で、テーマの分類につきましてまとめていただけますか。

田村政務官 本当に多くの貴重な御意見をありがとうございました。いろんな委員の皆さんの御意見を伺って、今のところの印象ですと、今後重点的に取り扱う項目というのは、まず1つ目は再生可能エネルギー、もう一つもありますけれども、2つ目がスマートメーターの関係で、3つ目が国産材の利用促進、4つ目がレアメタル等のリサイクル、大体そんな感じかと思っておりますけれども、この後、分科会長代理とも相談させていただいて、最終的には、枝野大臣以下三役で決めさせていただいて、次回には重点分野について議論を深めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。それから、先ほど副大臣、柏木さん、速水さんからいただいた御意見の中で、基本的なコンセプトを重視して国民にわかりやすいように、これは多くの委員から御指摘をいただいたわけですが、その意味では、資料3の検討の視点というのも余りおろそかにはできないと改めて思っておりまして、ここで先ほど申しました環境と成長の両立というような話もありますけれども、もっと国民にわかりやすいように、例えば、スマートコミュニティー、副大臣のおっしゃったウッドコミュニティー、エコエネルギーコミュニティー、もともと事務局の整理でも、おおむねそのような整理ではありますけれども、インパクトの強い整理の仕方というのを考えていくべきかと。

それにつきましても、事務局でたたき台を作成いたしますので、次回までにメールでお送りしますので、御意見をいただければと思います。

最後に、2、3分だと思いますが、資料の6でございます。安念委員から、先ほど今後の進め方のことで御意見をいただきましたけれども、一応こういうスケジュールを想定しているということでございまして、来週22日の、ちょうど1週間後の木曜日でございますけれども、17時から第3回のワーキンググループを開かせていただきまして、ここで先ほど政務官からこういうところを重点検討項目としてというお話がございましたけれども、これを中心に論点整理、対象方針の検討をお願いできればと思います。

それから、29日に、ゴールデンウィークの中で恐縮でございますけれども、17時から3時間ということで、是非よろしく願いできればと思いますけれども、集中審議をお願いしたい。

我々としては、できれば、先ほど小田審議官の方から申しましたように、第2ラウンドと言ったのがわかりにくかったのですが、要するに追加の部分について、追加で各省に回答を求めます。それについての回答は、29日までには遅くとももらうようにしたいと思っております。それも含めて集中審議をお願いしたいと思います。

そこである意味、大体的方針、とりわけ重点検討課題についてはこうする、こういう結論をもっていくべきだということまで出していただいて、それを30日の分科会で報告をしていただく。

連休が明けた10日の週から直ちに政務官調整に入ることをごさいますて、田村政務官を中心にやっていただくわけですけれども、副大臣、大臣レベルというのもあり得ると思っております。

それで、田村政務官が各省と折衝される際に、このワーキンググループからも、このワーキンググループの案件につきましては、例えば何人かの方に、御一緒に行っていただくとか、そういうこともあり得ると考えております。

このようなことを経まして、5月の下旬には分科会に報告、続いて行政刷新会議に報告をするというスケジュール感でございます。

この点につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日も大変熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございます。